

施設介護サービス利用契約書

ご利用者 _____ を甲とし、
事業者 社会福祉法人葆光会 _____ を乙とし、
下記のとおり施設介護サービス利用契約を締結します。

第1条（施設介護サービスの目的）

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨として、各種サービスを提供します。

第2条（被保険者）

- 1 甲の契約日時点における要介護状態区分は要介護度 ____ です。
- 2 甲の要介護認定の有効期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記のとおりです。

（意見の記載のない場合は斜線を引く）

- 4 甲と乙とは、この契約が更新される毎に、更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付するものとします。

第3条（事業者）

当施設は、介護保険法令に基づき、愛知県知事の指定を受けた指定介護老人福祉施設です。
当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、甲のための施設サービス計画を作成する業務を担当させる職員（以下「計画担当介護支援専門員」といいます。）を選任し、その計画担当介護支援専門員が本条項に定める職

務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導・監督します。

- 2 計画担当介護支援専門員は、甲の入所後、速やかに施設サービス計画の作成に着手します。
- 3 計画担当介護支援専門員は、甲の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、当施設の他の従業者と協議のうえ、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成します。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、当施設の他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更をします。
- 5 甲は、計画担当介護支援専門員に対し、いつでも施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、計画担当介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、できる限り甲の希望に沿うように施設サービス計画を変更します。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲に対し、施設サービス計画案または変更された施設サービス計画案につき、その内容を説明し、同意を得ます。

第6条（介護サービス内容及びその提供）

- 1 乙は、前条により作成された施設サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
 - ② 食事の提供
 - ③ 相談及び援助
 - ④ 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
 - ⑤ 介護保険制度における行政手続の代行
 - ⑥ 機能回復訓練
 - ⑦ 健康管理
- 4 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
 - ① 理美容
 - ② その他の生活サービス
- 5 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲又はその家族に対し、処遇上必要な事項について分かりやすく説明します。
- 6 乙は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他甲の行動を制限しません。

- 7 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、甲の心身の状況に応じて甲の処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
- 8 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況を把握するようにします。
- 9 乙は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 10 乙は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備える為、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

第7条（計画作成までのサービス）

乙は、甲に対し、甲の入所後、第5条の施設サービス計画が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を目標とし適切な各種介護サービスの提供を図るにより状態把握に努めます。

第8条（費用の負担と領収証）

- 1 甲は、乙に対し、施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けず（以下「法定代理受領サービス」といいます）。
- 3 乙は、毎月翌月15日までに、当月分の利用料等の請求書を甲に送付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
- 4 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を下記のいずれかの方法で支払います。
 - ① 甲の任意の金融機関からの口座振替
 - ② 窓口での現金での支払い
 - ③ 請求書を受け取った日から7日以内に、乙の指定する口座に振り込む
- 5 甲の故意、過失により、居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を甲が別途これを負担します。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲の負担を免除することもあります。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、遅滞なく領収証を発行します。領収証には、乙が提供した各サービスごとに、介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

- ① 任意の金融機関からの口座振替→施設の口座への入金日
- ② 現金精算時
- ③ 指定口座への振込日

第9条（保険給付請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険給付サービスを提供した場合において、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対してサービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した介護保険給付サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載します。

第10条（財産の保全・管理）

- 1 甲は、乙に対し、日常的な生活費用に関する金銭出納管理を委託することができます。この場合、甲は、金庫で金銭を管理するか、又は大垣共立銀行茶屋坂支店の口座に預金し、その通帳及び印鑑は乙に預けるものとします。なお、キャッシュカードの作成はできません。なお、金銭の管理体制の概要は別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 2 乙は、甲又は身元引受人に対し、3カ月毎に金銭出納の報告をします。
- 3 甲及び身元引受人は、乙に対し、いつでも金銭出納の記録の提示を求めることができます。その場合、乙は速やかに記録を提示する義務を負います。

第11条（医療体制）

- 1 乙は、甲に対し、配置の医師により必要な検診を行います。
- 2 乙は、甲に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。なお、当施設の協力医療機関は別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 3 前項の場合、甲が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。

第12条（介護サービス記録）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完成の日から5年間保存します。
- 2 甲又は甲の家族は、乙に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

第13条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ① 介護認定の更新において、甲が自立又は要介護2以下と認定されたとき
- ② 甲が死亡したとき
- ③ 甲が、第15条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
- ④ 乙が、第16条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき

- ⑤ 甲につき、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合で、1ヶ月以上の入院が必要となり、退院できる見込みのない場合に、その病院又は診療所で甲を受け入れることができる状態となったとき
- ⑥ 甲が、病院又は診療所に入院した後、入院後1ヶ月以上を経過しても退院できないことが明らかになったとき
- ⑦ 甲につき、生活上医療的処置が必要になった場合、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態となったとき
- ⑧ 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ⑨ 施設の滅失や重大な棄損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑩ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

第14条（契約終了後の退所及び費用負担）

- 1 前条第7項の規定により契約が終了した場合は、乙は、甲の退所につき相当の猶予期間を設ける等、退所の時期・方法については、甲の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。
- 2 前条第7項の規定による契約終了後、退所までに甲の生活に要した費用については、全額、甲の負担とします。

第15条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに居室を明渡します。

第16条（乙の契約解除）

- 1 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、7日間の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。
 - ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を6ヶ月分以上滞納したとき
 - ② 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき
- 2 乙は、甲が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。
 - ① 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
 - ② 甲が、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められるとき。

第17条（中途解約と清算条項）

契約期間中に契約が終了した場合は、甲の責に帰すべき事由による契約解除の場合をのぞき、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、その相当額を返還します。

第18条（身元引受人）

- 1 乙は、甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行の責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように努めること。
 - ② 契約解除又は契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置。
 - ④ 契約終了後、甲の残置物（高価品を除く）がある場合、甲又は身元引受人は連絡を受けた2週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 4 身元引受人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス事業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

第19条（利用者の禁止行為）

利用者及び身元引受人・ご家族は施設内で、次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① サービス従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ② その他決められた以外の物の持ち込み。

第20条（苦情処理）

- 1 甲又は身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に報告します。
- 2 甲は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保健団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲又は甲の身元引受人から第1項又は第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、甲に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

第21条（秘密の保持）

乙は、利用者等の個人情報適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考えます。

乙が保有する利用者等の個人情報に関し適正な取り扱いに努めると共に、広く社会からの信頼を得る為に、自主的な規則及び体制を確立し、個人情報に関連する法令及び厚生労働省のガイド

ラインを遵守し、個人情報保護を図ることとします。

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第 21 条に定める契約者の円滑な退所の為の援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第 22 条（退所時の援助）

契約の解除又は終了により甲が当施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の退所先が定まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第 23 条（事故発生時の対応及び賠償責任）

- 1 乙は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係各機関並びに甲の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、乙の故意または過失により、甲に損害が発生した場合は、その損害を賠償する責任を負います。但し、当該事故の発生につき、甲の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 3 乙は、前項の賠償責任に備えて、賠償責任保険に加入します。

第 24 条（損害が賠償されない場合）

- 1 利用者又は身元引受人が契約締結時に利用者の心身状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 2 身元引受人が利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由に起因して損害が発生した場合。

第 24 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、代理人に対して、既に実施したサービスについて所定の日数のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 25 条（事業運営に対するチェック）

乙は、甲又は甲があらかじめ指定する者の要求があれば、事業報告書、決算報告書の閲覧、謄写に応じます。ただし、謄写においては、乙は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

第 26 条 (契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

ご利用者；甲

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設に入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 (F A X)

署名代行者；甲 ‘

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 (F A X)

署名を代行した理由

身元引受人

私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 〒

氏 名

印

電話番号 (F A X)

事業者；乙

当施設は、指定介護老人福祉施設事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒464-0018

名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3 5 1 5 番地

名 称 社会福祉法人 葆光会

代表者 理事長 加藤良三

印

電話番号 052-722-2232 (F A X) 052-722-2239